

1 番、登記地目は田および畑、他 5 筆、面積合計 4225.51 m²です。

転用目的は建築資材置場で、権利種別は売買による所有権移転です。市街化区域内にある農地で住宅地の中に位置しており、周辺地域に与える影響はないものと考え、審査の結果、適法な届出であると認められましたので受理したものです。報告は以上です。

議 長 事務局からの報告が終わりました。質問、意見はありませんか。

(関谷会長) 「ありません」の声)

質問、意見がありませんので、これで報告を終わります。

議 長 議事に入ります。「議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について」上程します。事務局より説明願います。

(関谷会長)

事務局 「議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について」説明します。

(葦澤係長)

1 番、農地法 3 条貸借権です。申請地目は畑、面積 7802 m²です。

社会福祉法人による農地法 3 条の貸借権の権利取得の申請です。社会福祉法人の農業参入においては農地法 3 条の要件が緩和されます。6 項目が必要要件とされていますが、社会福祉法人は農地法施行令第 2 条ハに当てはまるため、1 号・全部効率利用要件、2 号・農地所有適格法人の要件、4 号・農作業常時従事要件が不要になります。以上の理由や、社会福祉法人の申請が当市ではじめてのことなどから、農地部会による審議を行いました。審議結果については後ほど農地部長より報告していただきます。

2 番、3 番は所有権移転です。

2 番、申請地目は田、面積 1,223 m²です。譲渡人は農地を相続しましたが市外在住で耕作が難しいため、譲受人と話がまとまり農地を取得するものです。

3 番、申請地目は田、面積 7.5 m²です。譲渡人は市外在住で耕作が難しいため、譲受人と話がまとまり農地を取得するものです。

これらの申請については、農地法第 3 条の要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。1 番については、農地部会を開催し審議を行いましたので、櫻井農地部長から報告をお願いします。

(関谷会長)

農地部長 12 月 25 日に農地部会を開催し、申請者の社会福祉法人の担当者から説明を受け、質疑応答と審議を行いました。審議の結果、追加資料の提出による再審議することとなり、1 月 25 日に改めて農地部会を開催しました。

(櫻井委員)

地元の承諾も得ていることや、作業日程や導入機械、農業経験者が適切な指導することなど確認し、農地部会としては、社会福祉法人による農地法3条による貸借権について、支障なしと認める結論に至りました。農地部会の審議結果は以上です。

議 長 次 に、2 番 について、地区担当委員の池田委員より補足説明をお願いします。
(関谷会長)

池田委員 譲渡人は見附出身の方で昨年、相続により農地を取得しています。他市にお住まいで管理できないため整理を考えており、12月にも所有権移転の申請がありました。譲受人の方は親戚関係者で、まだ50代でこれから農地を拡大していきたいという意向を持っており、特に問題はありません。

議 長 次 に、3 番 について、地区担当委員の平井委員より補足説明をお願いします。
(関谷会長) 事務局の説明が終わりました。

平井委員 譲渡人は見附出身の方ですが、市外にお住まいで自宅ありません。見附市に戻られる予定もないということから、農地の整理を考えています。最低限の草刈りが出されており、復旧は可能という状態です。また、近くに譲受人の田んぼもあり耕作していますので問題ないと思います。

議 長 事務局、農地部長の説明、地区担当委員の説明が終わりました。質問、意見は
(関谷会長) ございませんか。

議 長 事務局、地区担当委員の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。
(関谷会長) (「ありません」の声)
質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議第1号」について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
(「異議なし」の声)
異議なしと認め、原案のとおり決定します。

議 長 続いて「議第2号 農地法第5条の規定による許可申請の許可について」上程
(関谷会長) します。事務局より説明願います。

事務局 「議第2号 農地法第5条の規定による許可申請の許可について」説明いたします。
(伴内次長) 申請地目は田、他1筆、面積合計405㎡です。
転用目的は住宅建築敷地です。親子間で使用貸借権を設定し、分家住宅を建設

したいとして転用許可申請が提出されたものです。申請地は市街化調整区域内の農地で、住宅が連坦する区域に隣接した農地で宅地化の状況などから第3種農地と判断されます。また地元農家組合長から農地転用に関して支障がない旨の同意書が出されており、周辺の農地に与える影響はないものと考えられます。位置図、更正図の写し、同意書等を添付してありますので、ご確認をお願いします。説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。地区担当委員の小杉委員より補足説明をお願いします。
(関谷会長)

小杉委員 現場はどちらかというと畑がメインになっている農地で、ご本人は数年前に見附の方へUターンして戻ってきた方で、お父様の土地に住宅を建設したいということになり、この度の申請となりました。事務局説明のとおり、土地改良区並びに地元の農家組合からも問題ないということでしたので了承を得ており、問題ありません。

議 長 事務局、地区担当委員の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。
(関谷会長) (「ありません」の声)
質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議第2号」について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
(「異議なし」の声)
異議なしと認め、原案のとおり決定します。

議 長 次に、「議第3号 農用地利用集積計画の決定について」上程します。
(関谷会長) 説明に入る前に、見附市農業委員会会議規則 第14条の規定に基づく議事参与の制限により、高橋委員、私、関谷は、当該議案の審議終了まで退席します。私が退席の間、見附市農業委員会会議規則 第5条第2項により、議事進行を佐藤代理から努めていただきます。佐藤代理、よろしくをお願いします。
(該当委員退席)

議 長 議長に指名されました、佐藤です。議事進行につきましてご協力お願いいたします。
(佐藤代理) ます。それでは「議第3号」について、事務局より説明願います。

事務局 「議第3号 農用地利用集積計画について」説明いたします。
(葦澤係長) 1ページから8ページ、農地中間管理事業である新潟県農林公社による集積一括方式の新規利用権設定です。利用権の設定の合計面積は80筆、141,665.7㎡

です。

9 ページから 11 ページ、相対による利用権設定です。利用権の設定の合計面積は 38 筆、77,357.12 m²です。

次に、12、13 ページは、農用地利用集積計画による所有権移転です。3-1 番、申請地目は田、面積は 992 m²です。譲受人は農地を相続しましたが県外在住で耕作が難しく農地の整理を考えており、譲渡人との話がまとまり農地を取得するものです。

3-2 番、申請地目は田、他 1 筆、面積合計は 4,496 m²です。譲渡人は農地の整理を考えており、譲受人は農地拡大を考えているところで話がまとまり農地を取得するものです。

3-3 番、申請地目は田、面積は 1,100 m²です。譲受人は農地を相続しましたが耕作が難しく農地の整理を考えており、また、現在、譲受人は譲渡人の農地を耕作しており、話がまとまり農地を取得するものです。

3-4、5 番は関連していますので併せて説明します。4 番、申請地目は田、他 3 筆、面積合計は 1,383 m²、5 番、申請地目は畑、他 2 筆、面積合計は 121.91 m²です。さきほどの議第 1 号と同じ方で、譲渡人は市外在住で耕作が難しく、譲受人と話がまとまり農地を取得するものです。

これらは農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定による要件を満たしており適切であると考えます。説明は以上です。

議 長
(佐藤代理) 事務局の説明が終わりました。所有権移転について地区担当委員の説明を求めます。12 ページ、3-1 番について、地区担当委員の平井委員より補足説明をお願いします。

平井委員 譲渡人は昨年相続されましたが、市外に住んでおり現在は誰もいないという状態です。長年、譲受人が耕作されており、話がまとまったということで問題ないと思います。

議 長
(佐藤代理) 次に、3-2 番については、地区担当委員の三本一男委員より補足説明をお願いします。

三本委員 譲受人が委託を受けていた農地で、譲渡人が体調を崩されたため農地を整理したいということになり、話がまとまりました。譲受人には後継者である息子さんもいますので、問題はないと思います。

議 長 次に、3-3 番については、地区担当委員の星野委員より補足説明をお願いします。

(佐藤代理) ます。

星野委員 もともと譲受人がこの農地の委託をうけています。また、譲渡人のご主人が亡くなり相続されましたが、農地の整理を希望していました。隣接する田んぼも譲受人が所有されており、話がまとまりました。

議 長 次に、3-4、5番については、地区担当委員の平井委員より補足説明をお願いします。
(佐藤代理)

平井委員 先ほどの農地法3条でご説明したケースと同じ譲受人と譲渡人です。農地は最低限の草刈が出されており耕作可能と思います。また、譲受人は近くに農地もあり、耕作されるということで問題ないと思います。

議 長 事務局、地区担当委員の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。
(佐藤代理) 「ありません」の声

質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議第3号」について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、原案のとおり決定します。退席された委員の関係案件が終了しました。皆様のご協力により、議事進行を滞りなく終えることができました。ありがとうございました。

それでは、退席された、関谷会長、高橋委員は、入室をお願いします。

(退席議員 入室)

議 長 次に、「議第4号 農地等の利用の最適化に関する指針の変更について」上程します。
(関谷会長)

事務局 「議第4号 農地等の利用の最適化に関する指針の変更について」説明いたします。
(伴内次長)

平成29年8月に定めた当指針は令和2年9月及び令和5年3月に改正し、現在に至っています。見附市が定める「農業経営基盤強化の促進に関する基本構想」を踏まえた農業委員会の長期的な目標として当指針を定めています。見附市の基本構想の改定による新指標に沿って、農業委員会の目標を定める予定でしたが、しかし、新潟県の基本方針の指標見直しがされないことから見附市の基本構想の指標も見直しがされないこととなりました。そのような状態でも農業委員会の基本方針の目標値は定める必要があります。この目標値に沿って

単年度の最適化活動の指標を定める必要があるためです。今回議案として提示したものは、赤字のところは修正点です。法改正に伴う文言整理と、農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況としています。

具体的には

1. 遊休農地の解消は原状0.18haの遊休農地をこれ以上増やさず、0を目指すこと。
2. 担い手への農地集積については現状64%を10年後の集積率91%とすること。この91%の目標は前回指針のときと同じです。10年かけてここを目指すこととしています。
3. 新規参入の促進については起点を現状0として、目標を1年に個人1人、法人1法人として10年間積み上げることとしています。

参考資料として、最後のページとして今までの実績を載せています。

承認いただけたらこれを基に次年度の最適化活動の目標設定案を作成し、次回の農業委員会総会に諮りたいと考えています。説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。

(関谷会長)

(「ありません」の声)

質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議第4号」について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、原案のとおり決定します。

議 長

事務局の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。

(関谷会長)

(「ありません」の声)

質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議第4号」について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、原案のとおり決定します。

本日の日程は全て終了いたしました。

以上で、令和6年2月の農業委員会総会を閉会いたします。

(午後3時30分 閉会)